

独立行政法人大学評価・学位授与機構短期大学機関別認証評価委員会細則 新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>独立行政法人大学評価・学位授与機構短期大学機関別認証評価委員会細則</p> <p>平成16年5月31日 短期大学機関別認証評価委員会決定 <u>最終改正 平成19年 月 日</u></p> <p>第1条～第4条 （略）</p> <p><u>(意見申立審査会)</u></p> <p><u>第5条 委員会は、その定めるところにより、評価対象短期大学からの意見の申立てのうち、基準を満たしていないとの判断に対する意見の申立てについて審議を行うため、意見申立審査会（以下「審査会」という。）を置く。</u></p> <p><u>2 審査会に属すべき専門委員は、委員長が指名する。</u></p> <p><u>3 審査会に会長を置き、審査会に属する専門委員の互選により選任する。</u></p> <p><u>4 会長は、審査会の事務を掌理する。</u></p> <p><u>5 審査会に副会長を置き、審査会に属する専門委員のうちから会長が指名する。</u></p> <p><u>6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。</u></p> <p>(議事)</p> <p><u>第6条 評価部会の会議は、部会長が招集し、議長となる。</u></p> <p><u>2 評価部会は、委員及び専門委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。</u></p> <p><u>3 評価部会の議事は、出席した委員及び専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u></p> <p><u>4 前各項の規定は、専門部会、運営小委員会及び審査会の議事に準用する。この場合において、「評価部会」とあるのは「専門部会」、「運営小委員会」、「審査会」と、「部会長」とあるのは運営小委員会においては「主査」、審査会においては「会長」と、「委員及び専門委員」とあるのは審査会においては「専門委員」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>独立行政法人大学評価・学位授与機構短期大学機関別認証評価委員会細則</p> <p>平成16年5月31日 短期大学機関別認証評価委員会決定</p> <p>第1条～第4条 （略）</p> <p>(議事)</p> <p><u>第5条 評価部会の会議は、部会長が招集し、議長となる。</u></p> <p><u>2 評価部会は、委員及び専門委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。</u></p> <p><u>3 評価部会の議事は、出席した委員及び専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u></p> <p><u>4 前各項の規定は、専門部会及び運営小委員会の議事に準用する。この場合において、「評価部会」とあるのは「専門部会」又は「運営小委員会」と、「部会長」とあるのは運営小委員会においては「主査」と読み替えるものとする。</u></p>

第7条 委員及び専門委員は、「委員会」、「評価部会」、「専門部会」、「運営小委員会」及び「審査会」において自己の関係する短期大学に関する事案については、その議事の議決に加わることができない。

(会議の公開)

第8条 委員会の会議は、次に掲げる場合を除き、原則として公開とする。

- 一 委員長が、評価対象短期大学の具体的評価に関わる審議等、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当に評価対象短期大学等の間に混乱を生じさせるおそれがあると判断した場合
- 二 その他委員長が必要と認める場合

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

第6条 委員及び専門委員は、「委員会」、「評価部会」、「専門部会」及び「運営小委員会」において自己の関係する短期大学に関する事案については、その議事の議決に加わることができない。

(会議の公開)

第7条 委員会の会議は、次に掲げる場合を除き、原則として公開とする。

- 一 委員長が、評価対象短期大学の具体的評価に関わる審議等、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当に評価対象短期大学等の間に混乱を生じさせるおそれがあると判断した場合
- 二 その他委員長が必要と認める場合

(雑則)

第8条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。